

ID: 218

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

<b>処分の概要</b>	損害賠償との調整による返還		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第11条		
<b>例 規 番 号</b>	平成18年条例第133号		
<p><b>【根拠条文】</b> (損害賠償との調整) 第11条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成 28 年 8 月 15 日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日